改め、同表非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中

| | | |
|---|---|---|
| 排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値との和で除した値 | | |
| 「軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。） | JE〇五モードをディーゼル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転による測定 | 一キロワット時当たり〇・二三グラム |
| 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。） | JE〇五モードをディーゼル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転による測定 | 一キロワット時当たり〇・二三グラム |
| 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。） | JE〇五モードをディーゼル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転による測定 | 一キロワット時当たり〇・二三グラム |
| 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値と排出ガス量に〇・九を乗じた値との和で除した値 | 一キロワット時当たり〇・九グラム |
| 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値 | 一キロワット時当たり〇・九グラム |

を

| | | |
|---|---|---|
| 態を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値との和で除した値 | | |
| 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値と排出ガス量に〇・九を乗じた値との和で除した値 | 一キロワット時当たり〇・二五グラム |
| 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値と排出ガス量に〇・九を乗じた値との和で除した値 | 一キロワット時当たり〇・二五グラム |
| 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモード | 一キロワット時当たり〇・二五グラム |

に